

就労証明書 取得にあたる追加書類について

公立学童基準に則り、以下に該当する場合追加書類が必要となります。
該当の保護者様はご準備いただけますと幸いです。

- 1) シフト制・フレックス制等、固定時間の明記がない職種の方
追加書類：
・勤務シフト(直近3ヶ月分)
- 2) 夜勤を伴う職種の方
追加書類：
・勤務シフト(直近3ヶ月分)
・理由書(merryatticから白紙理由書をお渡しします)
- 3) 産休・育児休業中の方
追加書類：
・母子手帳(表紙・出産予定日記載のページ)のコピー
・(ご出産後)出生届出済証明
※ 育休期間中の学童預かりに対象期間があるため(対象期間については下記参照)

上記追加書類提出の理由としては、以下公立学童入室申請要領に則っています。

1)、2)について

- ・保護者が、日中に1日5時間以上(実労働時間)かつ終業時間は午後3時以降、勤務日数については月16日以上就労している場合

3)について

母親が、出産前6週間から出産後1年間の期間にある場合

※詳細につきましては公立学童入室申請要領をご確認ください。

以上